

いじめ重大事態調査に関する国の指針等の改定に向けた 検討の進め方について（案）

【改定に当たって課題認識・考え方】

- いじめ防止対策推進法に基づきいじめの重大事態が発生した際は、学校設置者又は学校において調査を行うことが求められている。
- この重大事態調査の実施に当たっては、様々な課題が指摘されており、これまでも本協議会において、
 - ・ 調査組織が何を調査するのか、学校・保護者・調査委員の間でコンセンサスがとれていないことがある
 - ・ 再発防止策の検討を目的とした調査であるにもかかわらず、取組が弱いのではないか
 - ・ 警察のような捜査権限がない組織において、何をどの程度明らかにするのかというガイドライン等を作る必要がないか
 といった指摘が出ている。
- 法が定める重大事態調査の趣旨は、事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることと当該いじめ事案への対処及び再発防止である。
- 重大事態の発生件数が増加する中、上記重大事態調査の趣旨を踏まえつつ、重大事態調査報告書の分析やいじめ防止対策協議会等における議論を通じて、各学校設置者等において、円滑かつ適切に調査が行われるように国の指針等の見直しを行う。

（参考）重大事態調査に関する記述がある国の指針

- ①いじめ防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定※最終改定平成 29 年 3 月 14 日）
- ②不登校重大事態に係る調査の指針（平成 28 年 3 月文部科学省）
- ③子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（平成 23 年 6 月文部科学省※平成 26 年 7 月最終改訂）
- ④いじめ重大事態調査に関するガイドライン（平成 29 年文部科学省）

【想定される議論のテーマについて】

1. 重大事態調査のあり方について
 - ・国のガイドライン等の整理統合
 - ・重大事態調査を円滑に進めるに当たっての学校設置者及び学校の基本的姿勢
 - ・重大事態の考え方（重大事態の申立てがあった場合の対応等）

2. 調査組織のあり方、調査の進め方について
 - ・事案に応じた調査組織のあり方
 - ・公平性・中立性が確保された調査組織の構成
 - ・被害児童生徒・保護者に対する説明（内容、タイミング、留意事項、調査中の説明内容、関係児童生徒への説明等）

3. 重大事態調査の標準的な調査事項
 - ・重大事態調査において調査すべき事項の整理
 - ・いじめの事実と重大事態の関係性についての考え方
 - ・標準的な調査事項を踏まえた調査期間の目安

4. 調査結果の説明及び公表、再調査
 - ・調査結果の公表に係る個人情報保護法との整理
 - ・調査結果を踏まえた実効的な再発防止の取組
 - ・再調査の考え方・調査の流れ

等